

(新) 新たに発生した汚染廃棄物の処理加速化事業

【24年度補正】10,427百万円

大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課

1. 事業の必要性・概要

従来、循環利用されていた稲わら、牧草等が放射性物質に汚染されたことにより、新たに廃棄物となって大量に発生している状況にある。

これらの新たな廃棄物のうち8千 Bq/kg 以下の一般廃棄物については、廃棄物処理法に基づき市町村等が処理を行うこととされているが、その処理が進まず、一時的に保管されている状況が続いている。また、新たに発生した汚染廃棄物のうち可燃性のものは腐敗することから、このまま処理が滞った場合、処理そのものが困難となる恐れがある。

このため、これらの新たに発生した廃棄物について、市町村等による処理を促すことを目的としている。

2. 事業計画（業務内容）

これまで循環利用されてきたが、事故由来放射性物質に汚染されたことで新たに発生した8千 Bq/kg 以下の可燃性一般廃棄物の処理・処分等に要する経費に対し補助する。

(1) 補助対象

市町村等

(2) 補助率

1/2

3. 施策の効果

東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による放射性物質汚染で新たに発生した稲わら、牧草等の可燃性一般廃棄物のうち8千 Bq/kg 以下のものの処理の実施。

新たに発生した汚染廃棄物の処理加速化事業

【目的】

従来、循環利用されていた稲わら、牧草等が放射性物質に汚染されたことにより、新たに廃棄物となって大量に発生している状況。

このうち、8千Bq/kg以下のものは、廃棄物処理法に基づき市町村等が処理を行うこととしているが、その処理が進まないことから、やむを得ず農家の敷地等に一時保管されており問題化。また、このまま処理が進まないと、腐敗や火災の恐れがあり、処理そのものが困難となるおそれ。

このため、緊急的に当該廃棄物の処理に要する経費の一部を助成し、市町村等による処理を促すもの。

保管がひっ迫している 汚染廃棄物の例



稲わら



堆肥



牧草



きのこ原木

処理の
加速化

【事業の概要】

1 補助対象者

8千Bq/kg以下の農林業系副産物が大量に発生している岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県各市町村等（一部事務組合、広域連合、廃棄物処理センターを含む。）

2 処理の対象となる汚染廃棄物

これまで循環利用されてきたが、事故由来放射性物質に汚染されたことで新たに発生した8千Bq/kg以下の可燃性一般廃棄物

3 事業実施期間

平成24年度から平成26年度まで（3年間）

4 補助率等

1/2（国）。

5 処理に必要な経費の例

廃棄物の処理に必要な一連の工程に係る経費を助成

- ① 処理計画の策定等に要する経費
- ② 地域住民への理解促進に要する経費（空間線量測定費等）
- ③ 廃棄物の収集運搬から処理・処分に要する経費（仮設焼却炉の設置委託等）